

## いわての森林づくり県民税の今後のあり方に係るアンケート調査委託業務仕様書

この仕様書は、岩手県が発注する「いわての森林づくり県民税の今後のあり方に係るアンケート調査委託業務」に関し、必要な事項を定めるものである。

### I 委託業務名

いわての森林づくり県民税の今後のあり方に係るアンケート調査委託業務

### II 業務の内容

#### 1 調査の目的

「いわての森林づくり県民税」の今後のあり方等の検討に資するため、県民、法人及び森林所有者を対象としてその意識とニーズを明らかにするため調査を行う。

#### 2 調査概要

##### (1) 調査対象

- ア 岩手県内に居住する18歳以上の男女（以下「県民」という。）
- イ 岩手県内に事務所を置く法人（以下「法人」という。）
- ウ 岩手県内に森林を所有する者（以下「森林所有者」という。）

##### (2) 調査対象者

- ア 県民 2,000人
- イ 法人 500社
- ウ 森林所有者 1,000人

##### (3) 抽出方法

###### ア 県民

各市町村の選挙人名簿からの無作為抽出。なお、抽出及び調査対象者名簿作成は受託者が行い、作成した名簿は岩手県に提出すること。

###### イ 法人

岩手県内の法人が記載されている冊子（以下「冊子」という。）からの無作為抽出。なお、当該冊子は岩手県が提供し、抽出及び調査対象者名簿作成は受託者が行う。作成した名簿は岩手県に提出すること。

###### ウ 森林所有者

各森林組合の組合員名簿からの無作為抽出。なお、抽出及び調査対象者名簿作成は受託者が行い、作成した名簿は岩手県に提出すること。

##### (4) 調査方法

設問票によるアンケート調査（郵送法）

##### (5) 調査時期

令和2年7月～8月

#### 3 業務内容

##### (1) 調査対象者の抽出

ア 調査対象者名簿の作成に係る調査対象者の抽出は、受託者が直接県内の全市町村及び全森林組合に出向き、県民は市町村が管理する選挙人名簿から合計2,000人を移記し、また森林所有者は森林組合の組合員名簿から合計1,000人を移記する。なお法人は冊子から合計500社を移記する。

イ 抽出方法、抽出対象者数等については、契約締結後に別途指示するものとする。

ウ 抽出により作成した調査対象者名簿は、調査票を発送する前に岩手県に提出する。

(2) 調査票等の印刷

本調査に係る次の用品を印刷する。

なお、調査票及び往信用封筒は、県民用、法人用及び森林所有者用はそれぞれ内容が異なるものとする。

ア 調査票

① 県民用（印刷部数 2,020 部）

A 4判、非塗工紙、両面1色刷り（黒）、計7ページ程度（ホチキスとじ可）

② 法人用（印刷部数 505 部）

A 4判、非塗工紙、両面1色刷り（黒）、計7ページ程度（ホチキスとじ可）

③ 森林所有者用（印刷部数 1,010 部）

A 4判、非塗工紙、両面1色刷り（黒）、計7ページ程度（ホチキスとじ可）

イ 「いわての森林づくり県民税」リーフレット作成（印刷部数 3,535 部）

A 4判、非塗工紙、両面3色カラー刷り、計4ページ程度（ホチキスとじ可）

ウ 令和3年度「いわての森林づくり県民税」（素案）リーフレット作成（印刷部数 3,535 部）

A 4判、非塗工紙、両面3色カラー刷り、計4ページ程度（ホチキスとじ可）

エ 「いわての森林づくり県民税」と国の「森林環境譲与税」リーフレット作成（印刷部数 3,535 部）

A 4版、非塗工紙、片面カラー刷り、計1ページ程度

オ 往信用封筒作成（3,535 枚）

角2型茶封筒、文字等1色刷り（黒）

① 県民用 2,020 枚

② 法人用 505 枚

③ 森林所有者用 1,010 枚

カ 返信用封筒作成（3,535 枚）

長形3型茶封筒（郵便番号記入欄あり（朱色）ワンタッチ封筒）、文字等1色刷り（黒）

料金受取人払いの申請については岩手県で行う。

キ 共通事項

① すべての印刷原稿（文面、レイアウト等）は岩手県が作成する。

② 印刷の校正原稿を岩手県に示すこと。

③ 各印刷物で使用する用紙等については、古紙配合の再生紙を使用することとし、それぞれの印刷物にその旨を記載すること。

④ その他必要な事項については別途指示する場合があること。

(3) 調査票の発送（3,500 件）

(2)で印刷した調査票等及び岩手県から提供する既存パンフレット（A 4判4ページ）を調査対象者に発送する。

なお、発送にあたっては、日本郵便株式会社又は民間事業者による信書の送達に関する法律に定める許可を受けた一般信書便事業者（令和2年3月13日現在なし）による送達とすること。

また、調査対象者に送付する費用（宛名書きを含む）は受託者が負担する。

(4) 調査票回収

返信は料金受取人払い（返信先は岩手県農林水産部林業振興課あて）とし、これに要する費用（郵送料）は岩手県が負担する。

なお、返信用郵便の封筒の重さは100g以下（140円以下）を想定しているため、調査票と返信用封筒の合計は、100g以下とすること。

岩手県と受託者間の調査票の送付に要する費用は受託者が負担する。

(5) 回答内容の入力

受託者は、県民、法人及び森林所有者のそれぞれ別様に、設問番号ごとの回答番号及び自由意見等について、Microsoft Excel で使用可能なファイル形式に入力するものとする。

### 【設問数】

県民用 12～14 問（うち自由記載 1～2 問）、法人用 16～18 問（うち自由記載 1～2 問）、  
森林所有者用 16～18 問（うち自由記載 1～2 問）

#### (6) 統計表の作成

受託者は、県民、法人及び森林所有者のそれぞれ別様に、回答内容に従って単純集計、クロス集計（広域振興圏別、市町村別、職業別、男女別、年齢別等）を行い、Microsoft Excel で使用可能なファイル形式により統計表を作成する。

### Ⅲ 調査回答内容の入力に関する成果品等

業務の成果品等として、次の物品を提出する。

なお、成果品及び提出物についてはすべて岩手県の所有物とし、公表してはならない。

#### 1 回答内容等の電子データファイル

CD-R又はDVD-Rの媒体によること。

#### 2 統計表

紙媒体に出力のうえ提出。また、Microsoft Excel で使用可能なファイル形式の電子データを前項と合わせて提出すること。

#### 3 その他の提出物

(1) 調査対象者（抽出）名簿（電子データファイル、帳票、関連書類を含む）

(2) 調査票

(3) その他個人情報に係る電子データファイル、帳票等

### Ⅳ その他

1 受託者は、調査対象者名簿について秘密の保護を厳守する必要があるため、「誓約書」（様式第5号）を提出するものとする。

2 受託者は、調査対象者名簿の取扱いに当たり市町村及び森林組合から要請があった場合は、該当市町村及び森林組合に対し書類等を提出するものとする。

3 受託者は、岩手県が作成する設問内容及び調査票の設計（表記・レイアウト）等について、統計の専門的見地から助言を行うものとする。

4 岩手県は、受託者に対して必要に応じて調査状況等について報告を求めることができるものとする。

5 この仕様書に記載のない事項については、岩手県と受託者で協議のうえ取扱い等を決定するものとする。

6 過去に実施した「いわての森林づくり県民税の今後のあり方に係るアンケート調査委託業務」における調査票有効回収率は次のとおり。

平成 22 年度実施（平成 22 年 8 月実施） 3,500 件 回収数 2,066 件 回収率 59.0%（催促状あり）

平成 27 年度実施（平成 27 年 8 月実施） 3,500 件 回収数 1,994 件 回収率 57.0%（催促状あり）

（参考）「いわての森林づくりに係る県民意識アンケート」

令和元年度実施（令和 2 年 1 月実施） 2000 件 回収数 860 件 回収率 43.0%（催促状なし）